

## 変動証拠金の資金決済化に係る制度要綱

2016年10月27日  
株式会社日本証券クリアリング機構

項目	概要	備考
1. 制度趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、金利スワップ取引清算参加者（以下「清算参加者」という。）等の清算約定の現在価値の変動に係る債務を担保する目的で、当社及び清算参加者等との間で日々、変動証拠金の授受を行っているが、清算参加者等における資本規制上のエクスポージャーの圧縮を図るべく、変動証拠金の授受に代わり、資金決済として損益額の授受を行うことを可能とするため、制度の見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変動証拠金は業務方法書第2条第63号にて定義。</li> </ul>
2. 制度概要 (1) 損益差金の授受	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者又は清算委託者により以下2.(3)のとおり選定が行われた場合には、選定を行った清算約定の現在価値の変動に係るリスクをカバーする方法として、変動証拠金の授受に代わり、日々、損益差金の授受を行うこととする。</li> <li>・ 日々の損益差金の請求により、清算約定の正味現在価値はゼロにリセットされるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益差金は、日々、清算約定の現在価値を時価により見直しを行った上で算出される増減額をいい、日々、清算約定に係るエクスポージャーを清算することを目的として授受する金銭と位置付ける。</li> </ul>
(2) PAAの授受	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益差金と併せて、PAAの授受を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PAA (Price Alignment Amount) は、清算されていない店頭金利スワップ取引と清算約定との間にベシス・リスクが生じることを回避するため、相対での金利スワップ取引において授受されるPAI (変動証拠金の利息=Price Alignment Interest) を経済的に複製したものと位置づける。</li> </ul>

項目	概要	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益差金は担保として預託するものではないことから、利息としてのP A Iの授受は行わない。</li> <li>・ P A Aの算出にあたり、算出方式については現行のP A Iの算出方式を利用するものとする。</li> </ul>
<p>(3) 損益差金の授受の対象となる清算約定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者又は清算委託者は、外貨建て清算約定を含む全ての金利スワップ取引のポジションのうち、変動証拠金の代わりに損益差金を授受する清算約定について選定を行うこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の選定を行わなかった清算約定については、従来通り、変動証拠金の授受を行う。</li> <li>・ 一旦、損益差金の授受を行うこととした清算約定については、その後、変動証拠金の授受を行う清算約定に戻すことはできないものとする。</li> <li>・ 変動証拠金以外の当初証拠金その他の担保については現行通りの取扱いとする。</li> </ul>
<p>(4) 損益差金の授受の対象となる清算約定の申告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益差金の授受を希望する清算参加者及び清算委託者は、あらかじめ、対象とする清算約定について、当社に申告を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各自己取引口座又は各委託取引口座に記録される清算約定のすべてを損益差金の授受対象とすることを希望する場合には、あらかじめ、対象とする口座を当社に申告するものとする。</li> <li>・ 自己取引口座又は委託取引口座に記録されている清算約定のうち一部の清算約定を損益差金の授受対象とすることを希望する場合には、当社の定める方法により当社が定める日（月1回程度を想定）に、希望する清算約定を当社に申告するものとする（その他の清算約定（新たに債務負担を行う清算約定含む）は、従来どおり、変動証拠金の授受を行うものとする。）。</li> <li>・ 清算委託者は受託清算参加者を通じて申告を行う。</li> </ul>

項目	概要	備考
(5) コンプレッション等により新規に成立する取引の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種コンプレッションにより新規に成立する取引、ポジション移管により成立する取引、清算参加者破綻時のオークションにより成立する取引における取扱いについては、変動証拠金の授受を行う清算約定として成立するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべてを損益差金の授受とする旨の申告が行われている口座において成立する場合には、損益差金の授受を行う清算約定として成立するものとする。</li> </ul>
(6) オペレーションの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>損益差金の授受に係る資金決済等のオペレーションは、現行の変動証拠金の授受と同様とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種レポート上の表記も含め、現行どおりとする（システム対応は行わない）。</li> <li>その他、コンプレッション等のオペレーション等についても変更はない。</li> <li>自己取引口座又は委託取引口座に記録されている清算約定のうち一部の清算約定を損益差金の授受対象とする旨の申告に係る手続きは、電子メール等で行うものとする。</li> </ul>
3. 制度導入時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年12月を目途とする。（金融庁長官の認可を前提とする。）</li> </ul>	

以上